

(2) - 1 サービス内容説明書（訪問介護・介護予防訪問介護）

当事業者が、あなたに提供するサービスは以下の通りです。

1. 提供するサービス

訪問介護サービス

次のサービスのうち、() の () 種類のサービスを一週間に () 回、別紙居宅サービススケジュール表に従って提供します。

〈身体介護〉		〈家事〉
<input type="checkbox"/> ①起床介助	<input type="checkbox"/> ⑦清拭	<input type="checkbox"/> ⑬調理
<input type="checkbox"/> ②就寝介助	<input type="checkbox"/> ⑧入浴介助	<input type="checkbox"/> ⑭洗濯
<input type="checkbox"/> ③排泄介助	<input type="checkbox"/> ⑨体位交換	<input type="checkbox"/> ⑮掃除
<input type="checkbox"/> ④整容介助	<input type="checkbox"/> ⑩服薬管理	<input type="checkbox"/> ⑯買物
<input type="checkbox"/> ⑤食事介助	<input type="checkbox"/> ⑪通院介助	<input type="checkbox"/> ⑰薬の受取
<input type="checkbox"/> ⑥衣服の脱着	<input type="checkbox"/> ⑫その他 ()	<input type="checkbox"/> ⑱衣服の入替

サービスの提供手順は、別紙サービス手順確認書にて確認します。

- ①このサービスの提供にあたっては、あなたの要介護状態の軽減もしくは悪化の防止、要介護状態となることの予防になるよう、適切にサービスを提供します。
- ②サービスの提供は、懇切丁寧に行い、分かりやすいように説明します。もし分からないことがあったら、いつでも担当職員にご遠慮なく質問してください。
- ③サービスの提供に用いる設備、器具等については、安全、衛生に常に注意します。特に、利用者の身体に接触する設備、器具については、サービスの提供ごとに消毒したものを用います。

2. 担当の職員

あなたの担当の訪問介護職員

は、以下の通りです。

()
()
()

上記の責任者は () です。

3. 担当職員の変更

- ①あなたはいつでも担当の訪問介護職員の変更を申し出ることができます。その場合、訪問介護サービスの目的に反するなど変更を拒む正当な理由がない限り、変更の申し出に応じます。
- ②当事業者は、担当の訪問介護職員が退職する等正当な理由がある場合に限り、担当の訪問介護職員を変更することがあります。その場合には、事前にあなたの了解を得ます。

4. 利用料

- ① 訪問介護サービスが、介護保険の適用を受ける場合、原則として利用料の本人負担割合分をお支払いいただきます。
但し、介護保険法令に基づいて、保険給付を償還払い（いったんあなたが利用料の全額を支払い、その後、市町村から本人負担割合分を差し引いた払い戻しを受ける）方法をご希望の場合は、お申し出ください。
- ② 提供を受ける訪問介護サービスが介護保険の適用を受けない部分については、利用料全額をお支払いいただきます。
- ③ 当事業者は、あなたに対し、翌月7日までにサービスの提供日、当月の利用料等の内訳を記載した利用料明細書を作成し、請求書に添付して送付します。
- ④ 毎月の利用料は、翌月20日までに現金でお支払いください。
（他のお支払い方法をご希望の方は、お申し出ください。）
- ⑤ 料金に関しましては別紙介護サービス単位表をご参照下さい。改正があった場合等、説明の上、訪問介護サービス単位表を送付させていただきます。

5. 保険給付の請求のための証明書の交付

サービス提供証明書が必要な場合は、いつでも交付しますので、お申し出ください。

6. その他

訪問介護職員は

- ・医療行為を行うことができません。
- ・各種支払や年金等の管理、金銭の貸借など、金銭を取扱うことはできません。
- ・利用者のための家事・介護を行う業務なので、庭の草刈りや他の家族の食事の用意などをすることはできません。

徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木83-3

クレア訪問介護サービス

TEL 088-677-6512

FAX 088-693-4522

(2) - 2 重要事項説明書（訪問介護サービス）

あなたに対する訪問介護サービスの提供開始にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	株式会社 クレア	
主たる事務所の所在地	徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木83番地2	
法人種別	営利法人	
代表者名	代表取締役 瀧 裕一郎	
電話番号	088-677-6511	
介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの種類	介護保険法令に基づき徳島県知事から指定を受けている居宅介護サービスの名称及び指定番号	
訪問介護	クリア訪問介護サービス	3671500266
通所介護	クリア・デイサービスセンター	同上
通所介護	クリア藍住デイサービス	3671501082
訪問看護	クリア訪問看護ステーション	3661590095

2. ご利用事業所

ご利用事業所の名称	クリア訪問介護サービス
指定番号	3671500266
所在地	徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木83番地3
電話番号	088-677-6512

3. 事業の目的と運営方針

事業の目的	事業所の訪問介護員が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者若しくは障害者に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的としています。
運営の方針	<ol style="list-style-type: none">1. 事業所の訪問介護員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における介護を行います。2. 事業の実施に当たっては、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行い、介護3. 技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行うとともに、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図るよう努めます。

4. ご利用事業所の職員体制

従業者の職種	員数	勤務の態勢
社会福祉主事	1名	管理者（他事業所兼務）
介護福祉士	1名	常勤2名（サービス提供責任者）
実務者研修	1名	
介護福祉士、ホームヘルパー養成研修2級課程修了及び介護職員初任者研修、実務者研修を修了した者	10名 以上	常勤兼務 5名以上 非常勤専従 5名 非常勤兼務 2名以上

5. 営業時間

営業日	全曜日
営業時間	24時間対応

6. 利用料 （2） - 1 サービス内容説明書の第4項のとおり

7. 苦情申立窓口

ご利用者ご相談窓口	ご利用時間 月～金曜日 午前9時～午後5時 ご利用方法 電話 088-677-6512 面接 場所 藍住町住吉字藤ノ木83番地3 クレア藍住 相談室
徳島県長寿社会課	ご利用方法 電話 088-621-2168
高齢者総合相談センターシルバー110番	ご利用方法 電話 0120-308504
徳島県国民健康保険団体連合会介護保険課	ご利用方法 電話 088-666-0117
市町村 課	利用者居住市町村 課
	藍住町 北島町 板野町 上板町 徳島市 鳴門市 その他（ ）電話

8. 緊急時の対応方法

<p>利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。</p>		
利用者の主治医	氏名 所属医療機関の名称 所在地電話番号	
協力医療機関	協力医療機関 院長名 所在地 電話番号 診療科 入院設備 救急指定の有無	
緊急連絡先	氏名 住所 電話番号昼間の連絡先 夜間の連絡先	

9. 損害賠償

契約保険会社	賠償内容
あいおいニッセイ同和損害保険（株）	身体1名1事故につき補償限度額：1億円
同上	貴重品1事故につき補償限度額：100万円

令和 年 月 日

(乙) 当事業所は、甲1に対する居宅介護サービスの提供開始に当たり、甲1
に
甲2

対して、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、サービス内容及び重要事項を説明しました。

(乙) 居宅サービス事業所

事業所所在地 徳島県板野郡藍住町住吉字藤ノ木83番地3
名 称 クレア訪問介護サービス

説明者氏名 瀬戸本 かおる 印

(甲) 私は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、乙からサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

(甲1) 利用者 住所
氏名 印

(甲2) 利用者の家族 住所
氏名 印